

〔訓練等給付〕

サービスの種類	内 容
①自立訓練 (機能訓練)(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等が受けられます。
②就労移行支援	就労を希望する方を対象に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が受けられます。
③就労継続支援A型	通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方には、一般就労への移行に向けて支援をします。
④就労継続支援B型	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった方には、一般就労への移行に向けて支援をします。
⑤就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に伴う生活面の課題を把握し、家庭や企業、関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて支援をします。
⑥共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営む方を対象に、主に夜間に共同生活を営む住居において、相談その他日常生活の援助が受けられます。
⑦自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方を対象に、定期的な巡回訪問や相談対応などを行い、地域での生活を支援します。

